

県南広域振興局長告示第 19 号

介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 131 条第 1 の規定により、指定居宅サービス事業者の指定に係る事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成 19 年 2 月 2 日

県南広域振興局長 酒 井 俊 巳

訪問介護

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地		変更年月日
		変更前	変更後	
0370900722	孝養ハイツホームヘルパーステーション	一関市室根町折壁字八幡沖 119 番地	一関市室根町折壁字向山 67 番地 3	平成 19 年 1 月 15 日